

Q. 今後の医療費が心配。負担を減らす方法はあるの？

A：医療費の軽減や生活費の助成等の制度があります。

治療を受けている病院の相談窓口やがん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターでは、これらの制度の利用についてアドバイスができますので相談してみましょう。



●●●● 医療費の費用負担を軽くする制度 ●●●●

高額療養費制度

- 医療機関や薬局の窓口で支払った医療費（食事代・ベッド代は除く）が、一ヶ月間で一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される制度です。
- 自己負担限度額は年齢や所得によって異なります。
- 過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から**多数回該当**となり、上限額が下がります。

(1) 69歳以下の方の場合

令和7年2月現在

適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと)
ア	年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1% < 多数回該当：140,100円 >
	イ	年収約770万円～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円
ウ		年収約370万円～約770万円 健保：標準報酬月額28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円
	エ	～年収約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下
オ		住民税非課税
	< 多数回該当：24,600円 >	

注 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（69歳以下の場合は2万1千円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

(2) 70歳以上の方の場合

令和7年2月現在

適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	
現役 並み	Ⅲ 年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	< 多数回該当:140,100円 >
	Ⅱ 年収約770万円～約1,160万円 標準報酬月額53万円以上 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	< 多数回該当:93,000円 >
	Ⅰ 年収約370万円～約770万円 標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	< 多数回該当:44,400円 >
一般	年収約156万～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満	18,000円 【年14万4千円】	57,600円 < 多数回該当:44,400円 >
住民税 非課税 等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

注 1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

出典：厚生労働省「高額療養費を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分から)」

問い合わせ先 → 加入している医療保険

限度額適用認定証

POINT!!

高額療養費制度が利用できても、高額な治療費を一時的に立て替えて支払う必要がありますが、事前に「**限度額適用認定証**」を申請し、病院等に提示することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

「**マイナ保険証**」を利用することにより、認定証の交付申請手続きや提示が不要になります。

利用方法

マイナ保険証を利用する

病院等の窓口でマイナ保険証(健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード)を提出し、「限度額情報の表示」に同意する

※病院等がオンライン資格確認を導入している必要があります。

限度額適用認定証を利用する

オンライン資格を導入していない病院や加入している公的医療保険にマイナンバーが登録されていない場合は、「限度額適用認定証」を保険証と併せて病院等の窓口提出する

問い合わせ先 → 加入している医療保険

高額医療・高額介護合算制度

医療の「高額療養費制度」と介護の「高額介護・高額介護予防サービス費」の両方を利用したうえで、合わせた総額が1年間に一定額を超えた場合に払い戻しを受けることができます。

- 対象：世帯内の同一の医療保険の加入者
- 期間：毎年8月からの1年間（8月1日～翌年7月31日まで）で計算されます。

問い合わせ先 → 加入している医療保険

小児慢性特定疾病医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾病の治療にかかった医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

- 対象：18歳未満（継続の場合は20歳未満まで）の児童等で、厚生労働大臣が定める疾病及びその疾病の状態の程度に該当する者

大分県健康政策・感染症対策課
小児慢性特定疾病医療費の助成について



問い合わせ先 → 居住地を管轄する保健所 P42

●●● 生活費を助成等する制度 ●●●

傷病手当金

会社員や公務員が病気などで職場を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

問い合わせ先 → 加入している医療保険

確定申告による医療費等の控除

1年間（1月1日～12月31日）に一定以上の医療費等の自己負担があった場合に税金が軽減されます。

- レシートや領収証で手続きできますので、捨てずに保管しましょう。
マイナ保険証を利用している場合は、e-Taxとマイナポータルを連携することで、医療費通知情報を取得し、確定申告書を作成する際に自動入力することができます。
- 高額療養費制度では対象とならないものも該当します。

国税庁
税務署所在地・案内(大分県)



問い合わせ先
→ 居住地を管轄する税務署

生活福祉資金貸付制度

低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯で他の融資制度を利用できない場合に、無利子や低利子で資金の貸し付けを行う制度です。

用途別に貸し付け条件が設けられています。

問い合わせ先 → 居住している市町村の社会福祉協議会 P43

生活保護

病気や失業等の理由により、家族の収入が国の定める基準以下の場合、その不足分を補う制度です。

あらゆる手段を尽くしても、なお生活が困難な場合に初めて適用されます。申請・調査等必要な手続きがあります。

問い合わせ先 → 各市町村の担当課または福祉事務所 P42

障害年金

病気やけがなどで障がいが生じた方に支給される制度です。

眼や耳、手足などの障がいだけでなく、がんや糖尿病など長期療養が必要で仕事や生活に著しく制限を受ける状態になった場合なども、支給の対象となります。

加入していた公的年金により、障害年金の種類が異なります。

問い合わせ先 → 障害基礎年金（国民年金）→市町村国民年金担当窓口 P42
障害厚生年金（厚生年金）→年金事務所 P43
障害共済年金（共済年金）→職場の共済組合事務局

身体障害者手帳

身体障害者手帳を取得することにより、障がいの種類や程度に応じて様々な福祉サービスを受けることができます。

手帳には1級から6級があり、取得するには申請の手続きが必要となります。

問い合わせ先 → 各市町村の担当課 P42

大分県がん患者社会参加応援事業

がん患者さんの治療と就労、社会参加等の両立を応援し、よりよい療養生活になるように、ウィッグや乳房補整具、副作用ケア用品の購入費用の一部を助成する制度です。

補 整 具

● 助成対象の補整具

ウィッグ（全頭用）

乳房（胸部）補整具（補整下着、人工乳房等）

乳がん用バスタイムカバー（入浴着）

● 助成額

購入費用の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）※上限額2万円



大分県県民健康増進課

がん患者社会参加応援事業

（ウィッグ等の購入費助成）について



副作用ケア用品

● 助成対象の副作用ケア用品の例

シャンプー リンス リンスインシャンプー コンディショナー

トリートメント 発毛剤 育毛剤（まつ毛を含む）ヘアローション

ヘアトニック 保湿クリーム・オイル・ローション

ハンド・ネイルクリーム 日焼け止め 爪用保護テープ・シート

爪やすり

※用品によっては助成対象外となるものもあります

※美容室・ネイルサロン等での施術代は助成対象外です

※ヘアブラシやドライヤー等の耐久品は助成対象外です

● 助成額

購入費用の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）※上限額8,000円



大分県県民健康増進課

がん患者社会参加応援事業

（副作用ケア用品購入費助成）について



大分県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業

小児・AYA世代のがん等の患者さんが将来に希望を持って治療に取り組めることを目的として、妊孕性温存療法および温存後生殖補助医療の費用の一部を助成する制度です。

大分県県民健康増進課

小児・AYA世代のがん患者等の 妊孕性温存療法研究促進事業について



- 対象となる疾患の治療内容
 - ・ガイドライン*の妊孕性低下リスクに分類に示された治療
 - ※小児、AYA世代のがん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン
 - ・長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患
 - ・造血細胞移植が実施される非がん疾患
 - ・アルキル化剤が投与される非がん疾患

妊孕性温存治

- 助成対象の治療と助成上限額

胚（受精卵）の凍結	35万円
卵子の採取・凍結	20万円
卵巣組織の採取・凍結	42万円
精子の採取・凍結	4万円
手術を伴う精子の採取・凍結	35万円



温存後生殖補助医療

- 助成対象の医療と助成上限額

凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円
凍結した未授精卵子を用いた生殖補助医療	25万円
凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円